（別紙２４）

令和　　年　　月　　日

介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）　　2　重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）

4　重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）に係る届出

①　体制	①	看護職員の数が、常勤換算方法で、４：１以上であること（注１）			有・無
	②	専任の精神保健福祉士の数（注２）	人	→　１人以上	有・無
	③	専任の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数	人	→　１人以上	有・無
②　入所者の状況	①	当該介護医療院における入所者等の数	人		
	②	①のうち、認知症の者の数（注３）	人		
	③	①に占める②の割合	%	→　１００％	有・無
	④	前３月における認知症の者の延入所者数（注３）	人		
	⑤	前３月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb以上に該当する者の延入所者数	人		
	⑥	④に占める⑤の割合	%	→　５０％以上	有・無
③　連携状況	連携する精神科病院の名称				有・無
④　身体拘束廃止未実施減算	①	前３月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	前々々月末：有・無　前々月末：有・無　前月末：有・無	→　全て「無」	有・無

5　重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）に係る届出

①　体制	①	看護職員の数が、常勤換算方法で、４：１以上であること			有・無
	②	専従の精神保健福祉士の数（注２）	人	→　１人以上	有・無
	③	専従の作業療法士の総数	人	→　１人以上	有・無
②　床面積６０m^2以上の生活機能回復訓練室の有無（注４）					有・無
③　入所者の状況	①	当該介護医療院における入所者等の総数	人		
	②	①のうち、認知症の者の数（注３）	人		
	③	①に占める②の割合	%	→　１００％	有・無
	④	前３月における認知症の者の延入所者数（注３）	人		
	⑤	前３月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅣ以上に該当する者の延入所者数	人		
	⑥	④に占める⑤の割合	%	→　５０％以上	有・無
④　連携状況	連携する精神科病院の名称				有・無
⑤　身体拘束廃止未実施減算	①	前３月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	前々々月末：有・無　前々月末：有・無　前月末：有・無	→　全て「無」	有・無

注１：看護職員の数については、当該介護医療院における入所者等の数を４をもって除した数（その数が１に満たないときは、１とし、その数に１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該介護医療院における入所者等の数を６をもって除した数（その数が１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

注２：精神保健福祉士とは、精神保健福祉士法（平成９年法律第131号）第二条に規定する精神保健福祉士又はこれに準ずる者をいう。

注３：認知症と確定診断されていること。ただし、入所者については、入所後３か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はＭＭＳＥ（Mini Mental State Examination）において23点以下の者又はＨＤＳ―Ｒ（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）において20点以下の者を含むものとする。短期入所療養介護の利用者については、認知症と確定診断を受けた者に限る。

注４：生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、１つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。